

助成を受けるための手続き

申請者が行う手続き

1. 事前相談

助成を受けようとする方は、必ず事前に区役所で助成の対象になるか確認を受けてください。



2. アスベスト対策費助成金交付申請書の提出

アスベスト調査又はアスベスト工事実施前に下記書類を提出してください。

- ・台東区吹付けアスベスト対策費助成金交付申請書（別記第1号様式）
- ・個人にあっては住民票の写し、共同住宅の所有者にあっては個人所有がわかる書類、管理組合にあっては代表者のわかる書類
- ・アスベスト対策費見積書
- ・その他区長が必要と認める書類（案内図、建築物全景写真、露出している吹き付け材の写真等）。



◆ アスベスト対策費助成金交付決定通知書の発行



3. アスベスト対策（調査又は工事）の着手



4. アスベスト対策完了報告書の提出

調査又は工事完了後、30日以内に下記書類を提出して下さい。

- ・台東区吹付けアスベスト対策（調査・工事）完了報告書（別記第4号様式）
- ・アスベスト対策結果報告書の写し
- ・アスベスト対策費用領収書の写し

※注意 助成金交付決定の日から6箇月以内に書類の提出がないときは、交付決定通知書の効力を失います。



◆ アスベスト対策費助成金交付額決定通知書の発行

内容を審査し、助成金額を決定し通知します。



5. アスベスト対策費助成金交付請求書の提出

下記書類を提出して下さい。

- ・台東区吹付けアスベスト対策費助成金交付請求書（別記第6号様式）。
- ・口座振替依頼書
- ・建築基準法第6条又は第6条の2の手続きを伴う増築、大規模修繕・模様替を行おうとする建築物で、アスベスト調査を行ったものは、確認済証の写し、アスベスト工事を行ったものは、完了検査済証の写し
- ・その他区長が必要と認める書類



◆ 助成金交付 依頼のあった口座に助成金を振り込みます。

民間建築物アスベスト対策費

助成のご案内

助成金受付・問い合わせ先

東京都台東区東上野4-5-6

台東区役所都市づくり部建築課監察担当（庁舎5階 窓口11番）

電話 03-5246-1111 内線3613・3614

（直通）03-5246-1340

台東区民間建築物アスベスト対策費助成制度

制度の目的

この制度は、民間建築物におけるアスベストの含有調査及び撤去等の工事に要した費用の一部を助成することにより、区民の健康被害の防止を図ることを目的としています。

助成対象となる建築物

助成の対象となる建築物は、台東区内にある今後とも継続して使用する建築物であって、次の各号のいずれかに該当するものです。

- (1) 屋内外においてアスベスト含有の可能性のある吹き付け材※が露出した状態で使用されている住宅又は兼用住宅
- (2) 屋内外においてアスベスト含有の可能性のある吹き付け材※が露出した状態で使用されている共同住宅（各戸別ではなく建物を単位とする。）
- (3) 建築基準法第6条又は第6条の2の手続きを伴う大規模修繕・模様替、増築を行おうとする建築物

※「アスベスト含有の可能性のある吹き付け材」とは、耐火被覆や断熱等で使用されているロックウール（岩綿）吹き付け材のうち、アスベストが含有されている可能性のあるものを対象とする。複層仕上げ塗材等の仕上げ材は対象外とする。

助成対象者

助成の対象者は、次に掲げる方です。

- (1) 区内に住所を有する個人
- (2) 区内にある共同住宅を所有する個人
- (3) 区内にある共同住宅の管理組合

アスベスト調査助成

下表に掲げる、建築物の屋内外に露出している吹き付け材に関するアスベストの有無を確認するための調査費用が助成対象となります。助成金額は、調査費用の1/2（1,000円未満切り捨て）とし、限度額は各調査に応じて下表のとおりとなります。

調査の種類	限度額
(1) アスベスト簡易調査	10,000円
(2) アスベストの有無を確認する分析調査	100,000円
(3) アスベスト浮遊濃度測定調査（※）	

※ 工事中の調査は対象外。

アスベスト対策工事助成

次に掲げる、建築物の屋内外に露出している吹き付けアスベストの対策工事費用が助成対象となります。ただし、建築基準法第6条又は第6条の2の申請部分は、助成対象から除きます。
(1) アスベスト除去工事（露出した吹き付けアスベストを除去し、建築物に適法な処置を施す工事）
(2) アスベスト封じ込め工事（露出した吹き付けアスベストを適正に固める工事）
(3) アスベスト囲い込み工事（露出した吹き付けアスベストを天井や壁等で覆い隠す工事）

助成金額は、工事費用の1/2（1,000円未満切り捨て）とし、限度額は建築用途に応じて下表のとおりとなります。

工事の種類	限度額
(1) 住宅、兼用住宅又は個人所有の建築物	300,000円
(2) 共同住宅	1,000,000円

アスベスト含有調査チェックシート

※ご自宅に吹き付けアスベスト（石綿）が使用されているか、自己診断するためのチェックシートです。

